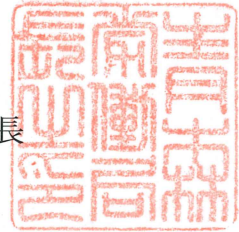


青労発基0807第2号  
平成25年8月7日

一般社団法人日本溶接協会  
青森県支部長 殿

青森労働局長



### 第8次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和35年法律第30号）との一体的運用を図るため、これまで7次にわたり、総合対策を推進してきたところです。

その結果、当局管内の第7次粉じん障害防止総合対策期間中（平成20年～平成24年）におけるじん肺新規有所見労働者数は6人となり、第6次粉じん障害防止総合対策期間中（平成15年～平成19年）の5人とほぼ同数となったところです。

一方、監督指導における粉じん作業の違反率は33.8%であり、第6次粉じん障害防止総合対策時より約6ポイント低下したものの依然として30%を超えており、清掃の実施及び呼吸用保護具の使用に係る違反が多い傾向にあります。

また、近年実施した調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業及び屋外における岩石等の裁断等作業においては、屋内で同作業を行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、これらの作業における粉じん障害防止措置を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）の一部が改正されて平成24年4月から施行されたところです。

以上の状況を踏まえ、別添1のとおり、「第8次粉じん障害防止総合対策」を策定して推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対して本総合対策を周知いただくとともに、同事業場における本総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）の実施について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、講ずべき措置の効果的実施に当たりましては、事業場が自らの粉じん障害防止対策の現状を把握し、その改善事項を確認することが重要であることから、今般、事業場が行う自主点検表を別添のとおり作成しましたので、併せて周知いただくようお願いいたします。